第３回川奈小学校・南小学校統合地域協議会　会議録

１　日　　時　令和２年６月４日(木) 午後６時３０分～午後８時００分

２　場　　所　伊東市役所高層棟５階中会議室

３　出 席 者　教育長　髙橋　雄幸

委員長　宮下　美由貴　副委員長　山下　晃広

委員　齋藤　朋宏　　委員　井端　正徳

委員　前島　泰　　委員　今井　真人

委員　竹居　昭子　　委員　柴崎　穣

委員　椙本　加津美　　委員　青木　光司

委員　上原　直枝　　委員　佐藤　雅彦

委員　濵村　佳世　　委員　太田　理恵

委員　杉本　博昭　　委員　力石　和彦

委員　佐藤　彰

４　事 務 局　教育部長　岸　弘美

次長兼教育総務課長　相澤　和夫

教育指導課長　多田　真由美

教育指導課指導主事　森田　まり

教育総務課課長補佐　鈴木　慎一

教育総務課主事　長津　雅也

危機対策課課長補佐　小西　治敬

５　会議の経過

事務局：定刻になりましたので、ただいまから第３回川奈小学校・南小学校統合地域協議会を開会させていただきます。本来であれば、前回協議会から本日までに部会を開催し、部会での協議を踏まえた協議会とすべきでしたが、新型

コロナウイルス感染拡大防止の対応として部会開催を延期させていただきました。本日は、部会で協議すべきだった内容を含め協議させていただき、次回部会の早期開催につなげていきたいと思います。また、本年度より協議会委員となりました皆様におかれましては、統合後のより良い教育環境整備にお力添えをよろしくお願いいたします。本日の会議時間は、午後８時００分までを予定しておりますので御協力をお願いします。会議に先立ちまして新規協議会委員の皆様へ委嘱状交付を行いたいと思います。

【教育長より委嘱状交付】

事務局：続きまして教育長の髙橋より委員の皆様に御挨拶申し上げます。

教育長：本日は、平日のお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大の影響が多大なところではありますが、市立小中学校につきましては、安全確保に配慮した上で６月１日より再開をさせていただきました。皆様におかれましては、長期に渡る臨時休業に御理解、御協力をいただきありがとうございました。今後の学校運営につきましても子ども達の安全を第一に取り組んでまいりたいと思います。新型コロナウイルスに対する対応は、今後も必要不可欠ではありますが、子ども達のための適切な教育環境整備が遅れることがないように本協議会を開催させていただきました。本日から新たに御参加いただきました委員の皆様についても忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。結びになりますが、本日の協議会は、これまでいただきました御意見を基に、教育委員会の考えをお伝えさせていただき、議題となる内容について一定の方向性を見出していきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：次に、４月１日付け人事異動により、教育委員会の職員に異動がありましたので御紹介させていただきます。

【令和２年度から異動があった職員の紹介】

事務局：それでは配布資料の確認をお願いします。

【配布資料確認】

事務局：それでは議事に移らせていただきます。協議会設置要綱第５条第２項の規定により、会務につきましては委員長が総理するとされています。委員長、議事の進行をよろしくお願いします。

委員長：新型コロナウイルスによる自粛で予定通り進んでいないこともありますが、皆様の御意見をいただきより良い学校統合となるようにしていきたいと思います。それでは議事⑴「川奈小学校閉校後の避難場所（避難所）のあり方について」に移ります。前回協議会にて川奈小学校閉校後の避難所について御意見をいただいたかと思います。閉校後も地域の避難所として維持することは変わらない旨、説明をいただいておりますが、本日は伊東市危機対策課より閉校後の避難所について説明いただくために小西課長補佐に御出席をいただいております。説明をいただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。それではよろしくお願いします。

危機対策課小西課長補佐：新型コロナウイルスに対する対応に御協力をいただきありがとうございます。川奈小学校閉校後の対応については、説明のありましたとおり、地域を守る避難所であることは変わりません。現在、広域避難場所及び避難所として体育館とグラウンドを指定しています。また、閉校後も皆様が慣れ親しんだ川奈小学校の名称をそのまま使用していきます。今後、体育館などの鍵の管理について危機対策課と地域（自主防災組織）とで協議をさせていただきたいと思います。なお、地震発生後に体育館などを使用する場合、危険性有無の確認として、応急危険度判定を実施してから使用することとなります。風水害の場合は、市職員が避難所として開設に向かうことになり、川奈

小学校閉校後においても同様となります。説明は以上となります。

委員長：ありがとうございました。ただいまの説明に対して御意見ありましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

（特段の意見なし）

委員長：基本的には今までと変わらないとのことです。小西課長補佐につきましては、新型コロナウイルス対策による業務があるため、ここで退席とさせていただきます。それでは議事⑵「令和２年度事前交流計画」に移ります。同内容については、前回協議会で報告をいただいておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校臨時休業により１学期における交流計画に変更が生じましたので、変更内容について副委員長より説明をいただきます。

【副委員長説明】

※添付（資料①「令和２年度事前交流計画」）参照

委員長：ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問ありましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

（特段の意見なし）

委員長：ご意見ないようでしたら、令和２年度の事前交流については説明のとおりに実施されることとなりますのでよろしくお願いします。それでは次の議事に移ります。議事⑶「路線バス通学における支援について」事務局より説明を求めます。「通学費補助金交付ルール」、「安心・安全な通学方法について」の事務局説明後、一括して御意見をお伺いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

【事務局説明】

※添付（資料②「通学費補助金交付ルール（たたき台）」）参照

※添付（資料③「安心・安全な通学方法について」）参照

委員長：ありがとうございました。大変重要な議題となりますので皆様から多くの御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。。

副委員長：資料を見ると、川奈小学校児童は路線バスを利用し南小学校へ通学することとなる「予定」とありますが、路線バスを利用することはまだ決定ではないということでしょうか。路線バス利用を前提にした補助金のルールやバス停待合スペースについての資料がありますが、路線バス利用が既に決定した事項なのか確認したいです。

事務局：教育委員会としましては、通学手段として路線バス利用を提案させていただいており、その中で委員の皆様より協議会などを通して心配な点等多くの御意見をいただいている状況かと思います。そして、いただきました御意見に対して一つ一つ教育委員会の考えや回答を説明させていただいております。現在の状況では路線バス利用が「決定」とは言い切れないかとは思いますが、教育委員会としましては安心安全な通学となるように各種対応を踏まえた上で引き続き路線バス利用を前提とした御提案をさせていただきたいと思います。本日の協議会では定期券に対する補助金のルールやバス停待合スペースに対する対応について御説明させていただきましたが、バスダイヤ及びバス乗降に対する人的支援について、いただきました御意見に対する回答ができていないことは承知をしております。こちらについては、現在、路線バス運行会社と協議をしております。そして、バスダイヤでは対応ができない曜日や時間帯に対する人的支援を併せて検討し、次回部会等で提案させていただきたいと考えております。今後の提案内容を含め委員の皆様に御納得いただくことができれば通学手段として路線バス利用とすることが「決定」することができると考えております。

副委員長：川奈小学校としては、協議会での進捗をお便りなどで保護者に知ら

せていきたいと考えています。事前交流でも路線バスを利用しているが、通学手段として路線バス利用が「決定」ではないと言われると学校としては困る状況です。

事務局：何をもって「決定」とするのか、というところだと思います。第１回目の協議会で路線バス利用を提案させていただき、それに対する課題を解決していく流れかと思いますので、この協議会においては路線バス利用で「決定」しているとの考えで委員の皆様にはお願いしたいと思います。ただし、対象者などを定めた補助金の制度要綱制定や予算確保など各種課題の解決を行い、最終的な決定に至るまでは、あくまで「予定」との表現にしております。

委員長：事務局から、この協議会としては通学手段を路線バス利用とすることについて「決定」とし、課題に対して皆様から御意見をいただきたいとのことでしたが、いかがでしょうか。

（特段の意見なし）

委員長：それでは、以上の前提を踏まえ、定期券補助金のルールについて御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員：資料②の２⑵についてですが、川奈臨海学園では今後も児童が入所してくることが起こり得ます。補助対象となる要件について、学校統合後に入所した児童が対象にならない点について引っ掛かりました。

事務局：川奈臨海学園では随時入所してくる児童がいるため、施設内で後から来た子どもが補助金の対象外となることについて、対応が難しいとの御意見かと思います。資料の案は、学校統合前に川奈小学区に住所を有していた子どもを対象としております。補助金の事業期間等について改めて御要望として御意見いただければ今後の検討に反映させていただきたいと思います。

委員：今後、色々と御相談させていただきます。

※　協議会終了後、川奈臨海学園の入所児童のバス定期券は、国の措置により全額支援の対象に含めることができる旨、委員より説明を受けました。

委員長：ほかにいかがでしょうか。川奈臨海学園については、一般家庭とは異なる状況かとは思いますが、委員の御意見を踏まえた上で御意見いただきたいと思います。

委員：購入する定期券の期間は１ヶ月分を毎月購入するか、３ヶ月分などまとめて購入するか選んでくださいということでしょうか。

事務局：補助金として市費を投入する以上、より経済的な購入をお願いすることになりますので、１ヶ月単位で購入するより安くなる学期毎、年３回とする形で提案させていただいております。定期券の紛失が心配ということでしょうか。

委員：紛失した場合、再発行は対応しないとありますし、子どもが低学年の場合、心配もあると思いました。

委員：補助金のたたき台については、今までの意見に対して真摯に対応していただいた内容かと思います。川奈臨海学園における対応については、統合前までに住所を有していることを補助金の要件にしていることがネックになっているのではないかと思います。学校統合後に川奈小学区に転入してきた児童は対象とならない要件かと思いますので、川奈に引っ越してきた場合、通学の補助がある、だから川奈に住もうと思えるような補助金ルールであれば良いのではないかと思います。

委員：学校統合後に川奈に引っ越した場合、補助金の対象にならないのでしょうか。

事務局：資料②の２⑵のとおり令和２年度（学校統合前）において川奈小学区に住所を有していることを要件と考えています。地域振興など、考え方は様々

ありますが、ここでいう補助金の考え方としましては、学校統合により通学する学校の変更を強いられたことに対する支援となっております。学校統合後に川奈に引っ越してきた場合、それは既に南小学区となっておりますので支援の対象とはならないと考えております。ただし、川奈臨海学園については、施設への支援として検討する余地があると考えています。学校統合による通学支援と地域振興としての通学支援は目的が異なることから、一括して考えることは制度として非常に煩雑となるため、地域振興については、教育委員会だけではなく市全体での情報共有をしていきたいと思います。

委員：統合後引っ越してきた場合や統合後に出生する子どもが対象にならないことがやはり気になります。

委員長：ほかにいかがでしょうか。バス停待合スペースについての御意見もありましたらお願いします。

委員：横断歩道設置に関する警察への意見書についてですが、設置を要望する理由として、地域住民の意見としての記載がありますが、学校統合による児童通学の理由以外に地域利用の記載をどのような意図で記載されているのでしょうか。川奈臨海学園が路線バスを利用しない場合でも設置を要望するのでしょうか。

事務局：意見書に地域住民からの意見もいただいている旨の内容が記載されていることへの御質問かと思います。こちらについては、地域住民の利用を想定して記載をしているわけではございません。本協議会の委員には地域住民から選出された方もおりますし、川奈小 PTA は保護者であり地域住民であると思います。学校統合に伴い子ども達が安全に通学するために横断歩道設置を要望することとして、本協議会委員、PTA、地域住民が子ども達のために必要だと言っているということを表した記載になります。

委員：あくまで学校統合を理由として横断歩道設置の要望としているということですよね。仮に横断歩道設置ができなかった場合、どのようになりますか。

事務局：現在、意見書を提出して警察からの回答をいただく前ではありますので横断歩道設置ができなかった場合の具体的対応策までお答えすることは、申し訳ありませんが難しい現状となっております。ただし、横断歩道設置ができなかった場合は、どのように安全確保をしていくか検討していかなければならないと考えています。

委員：昨年度、通学方法として路線バス利用の提案がされ、事前交流においても児童の自宅最寄りバス停から教員も一緒に路線バスに乗車しました。教員からの意見としては、臨海学園バス停に行くために道路横断が必要だが横断歩道がない、バス停両側がカーブであり見通しが悪いなどの意見が出ています。横断歩道設置が出来ない場合、スクールゾーンや注意喚起の看板設置など警察と協議していただきたいと思いました。雨の日では特に心配だと思います。

委員長：第一段階としては、横断歩道設置を警察にお願いする。それが難しい場合、別の安全な対応を考えていくということでしょうか。

事務局：まずは、ハード的施策として横断歩道設置を要望するため伊東警察署に要望書を提出しました。これが困難となった場合、委員が御発言されましたとおりスクールゾーンやソフト的施策も重要と考えております。バス停から離れてはしまいますが、見通しの良い直線部分で安全確認の上、道路を横断するように通学の指導を行うなどソフト的対応も含めて考えてまいります。

委員：警察の見解は分かりませんが、見通しが悪いからこそ横断歩道設置が必要だと思います。道路に横断歩道の予告表示であるひし形の表示があれば、車両も減速するのではないかと思います。

委員：意見書最後の記載に、「横断歩道設置や児童横断に対する安全確保に資

する対応について実施や協議を求めます。」とありますので、横断歩道設置以外の対応も含めて協議を求めていることかと思います。その上で警察が横断歩道設置について困難ということであれば、代替案についての協議も強く求めてください。

委員：資料③に殿山バス停の待合スペースに時計を設置するとありますが、盗難など心配ではありますので、配慮をお願いします。

事務局：時計設置については、破損や盗難に配慮した設置を考えていまいります。

委員：殿山バス停待合スペースは設置予定箇所が車道から少し離れていますが、バスが来たことが分かりにくいのではないでしょうか。

事務局：御意見のとおりバスが来る方向からは待合スペースの中が見えにくくなりますが、設置された場合、バス運行会社には学校統合後、児童が待合スペースの中でバスを待つことになるため配慮をお願いするなど依頼する予定です。

委員：待合スペースの壁面部は透明な物にするのでしょうか。これは既製品ですか。設置する物が決定しているのでしょうか。

事務局：決定しているわけではありませんが、設置予定箇所の面積から設置が可能な物の制限は一定程度あるかと思います。

委員：設置予定の場所で使い易い物を選んでいただければと思います。

事務局：冒頭、説明させていただきましたとおり、現在、待合スペースに対する予算が確保されているわけではございません。設置する物については、使い易さを考慮し検討していくことをお約束させていただきます。この場では、児童に対する対応として待合スペースの設置が協議会の総意として必要であるとの形で予算要求につなげていきたいと考えています。待合スペースの細部についてではなく、このような対応をすることについての御意見を伺えればと思い

ます。

委員長：時間もありますので、ここで整理をさせていただきます。まず、通学費補助金交付ルールについて、たたき台としてこのような内容でよろしいでしょうか。

（特段の意見なし）

委員長：では、たたき台として概ね記載の内容でよろしいのではないかと思います。次に、待合スペースについてですが、協議会の総意として設置を要望していくことでよろしいでしょうか。

（待合スペースについては、異議なし）

委員：補助金交付ルールになりますが、引っ越してきた場合の対応としてはいかがでしょうか。補助を受けられる子どもと受けられない子どもがいることになりますが、引っ越してきた場合、１０割補助でなくても対象とすることはできないのでしょうか。

事務局：この場で統合後に引っ越してきた御家庭も対象とするかどうかのお答えまでは難しいですが、補助金の目的として何に着眼するかという観点を検討していかなければならないと思います。

委員：私たちは、協議会に参加しており、協議の結果、統合後に引っ越されてきた家庭が補助金の対象とならないことは理解できますが、協議の経過を知らいない保護者などが仕事の都合等により引っ越してきた場合、対象にならないことによる経済的負担の差が気にかかります。対象にならないことをその時に知ることは戸惑いが大きいのではないかと思います。

委員：現在の伊東市教育委員会の通学における支援に対する考え方の前提が委員の意見と異なるのではないでしょうか。通常、市内において通学に対する支援というのはありませんよね。

事務局：市内においてはありません。

委員：それを今回は学校統合を考慮して特別に支援するということであれば、統合後に引っ越してきた家庭が対象とならないことは、考え方としておかしくはないのではないでしょうか。

委員：そのとおりですね、ありがとうございます。

事務局：自治体によっては４km 以上の通学となる場合、補助するなどありますが、現状、伊東市においては通学に対する補助は基本的にありません。今回の通学補助の目的は、学校統合に伴い本来、川奈小学校に通う子ども達が南小学校に通うこととなってしまうことへの支援と考えております。委員の御意見のとおり、この補助金の周知については、内容決定後に様々な場で広報等行ってまいります。現状では、たたき台に示しました対象範囲で進めていきたいと考えています。一方で地域振興や子育て支援の観点としての通学支援については、この協議会だけの話ではありませんので、市の中で御意見をいただいていることの共有をしてまいります。

委員長：それではこちらの議事については皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

委員長：では、議事⑷「閉校式実行委員会について」に移ります。前回協議会にて川奈小学校の閉校式や記念誌等について、実行委員会を立ち上げ本協議会とは別に進めていくこととなりました。実行委員会の進捗について事務局より報告をお願いします。

【事務局説明】

※第１回目の実行委員会開催の報告（委員長、副委員長、各委員の選出結果）

委員長：ただいまの報告によりますと、実行委員会が立ち上がり、今後の協議が同委員会及び委員会部会で進められるかと思いますので、事務局には随時、

進捗の報告をお願いします。それでは次の議事に移ります。議事⑸「次回協議会・総務部会開催日程について」事務局より説明を求めます。

事務局：前回協議会と同様に次回協議会の日時について、この場を借りて決定させていただきたいと思います。また、前回協議会から本日までに部会の開催ができなかったことから、次回部会の早期開催のために総務部会の開催日程を提案させていただきたいと考えております。PTA 部会につきましては、次回協議会の開催までに協議すべき内容等を考慮し、開催する際には別途日程調整のお伺いをいたします。次回の総務部会では、バスダイヤに関すること、人的支援策についての議題を中心に協議できればと考えております。それでは、まず次回協議会の日程についてですが、事務局からの提案といたしましては、令和２年９月３日（木）又は９月４日（金）の午後６時３０分から開催できればと考えております。次回総務部会については、７月３０日（木）又は７月３１日（金）の午後６時３０分から開催できればと考えております。開催場所や詳細につきましては時期が近付きましたら別途ご案内させていただきます。御確認よろしくお願いします。

委員：川奈小学校は、９月３日から４日まで「いるかの仲よし学校」を開催する予定のため、難しいと思います。

事務局：大変失礼いたしました。それでは、９月１０日（木）又は９月１１日（金）でいかがでしょうか。

委員長：それでは、協議会の日程になりますが、９月１０日で御都合の悪い方はいらっしゃいますか。

（都合のつかない委員あり）

委員長：それでは９月１１日はいかがでしょうか。

【意見等なし】

委員長：それでは、次回協議会開催日程は、９月１１日（金）午後６時３０分からとさせていただきます。次に次回総務部会開催日程ですが、７月３０日で御都合の悪い方はいらっしゃいますか。

（都合のつかない委員あり）

委員長：それでは７月３１日はいかがでしょうか。

【意見等なし】

委員長：それでは、次回総務部会は７月３１日（金）午後６時３０分からとさせていただきます。それでは最後の議事となりますが、議事⑹「協議会・部会での協議要望」に移ります。本日の協議内容以外に次の協議会や部会での協議が必要と考える項目についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【意見等なし】

委員長：それでは、以上で本日の議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。ありがとうございました。

事務局：本日は委員の皆様から建設的な御意見を多数いただきありがとうございました。以上で、本日の協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以　上